

第1章 都市計画マスタープラン見直しの趣旨

1-1 都市計画マスタープラン見直しの背景・目的

本市は、平成17年の1市4町合併により、広域的な位置づけが変化しています。また、国においては、近年の社会経済情勢の変化に対応した都市計画の制度変更が予定されています。

このような情勢変化の中で、都市施設の必要性や役割にも大きな変化が生じており、都市計画事業が長期に渡る状況となっています。そのため、都市計画道路に長期未着手区間があるなどの状況となり、さらには道路のバリアフリー化が進まないなどの新たな問題も発生しています。このため、都市計画施設の必要性や計画の実現性を踏まえた都市計画の基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）などの見直しが必要となっています。

本計画は、平成20年度実施の都市計画基礎調査・平成21年度実施の道路交通量調査を活用し、現状整理や課題検討を行った上で、平成8年7月策定の新見都市計画マスタープランを見直し、新たなまちづくりの方向性と方針を決定するものです。

1-2 都市計画マスタープランの役割

産業及び社会構造の急速な変化や住民の価値観の多様化等に適切に対応する上で、都市をゆとりと豊かさが真に実感できる人間居住の場として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるためには、望ましい都市像を都市整備の目標として明確化し、諸種の施策を総合的かつ体系的に展開していくことが、今日ますます重要となっています。

また、このような施策の展開に当たっては、広域的観点からの土地利用の調整、都市活動を支える広域的な都市基盤の整備等を着実に進めることと併せて、地域社会共有の身近な都市空間を重視した施策を推進していくことが肝要です。さらに、住民の理解と参加の下に進めていく前提として、都市整備に関わる総合的な施策の体系を、行政内部の運用指針にとどまらず住民にわかりやすい形で提示することも重要となります。

以上の点を踏まえ、都市計画マスタープランに求められる役割としては、次のようにまとめられます。

①具体的な都市の将来ビジョンを示します

住民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な“将来ビジョン”を確立し、地域別のあべき市街地像や、まちの課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を定めます。

②地域別のまちづくり事業の相互調整を図ります

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発、都市環境等の地域別のまちづくり事業について、相互の整合性を図ります。

③地域別の都市計画の決定・変更の指針となります

都市計画マスタープランは、地域別の都市計画の根拠となるものです。都市計画マスタープランに示す将来像は、全地域の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針としての役割を持ちます。

④市民によるまちづくり活動の方向を示します

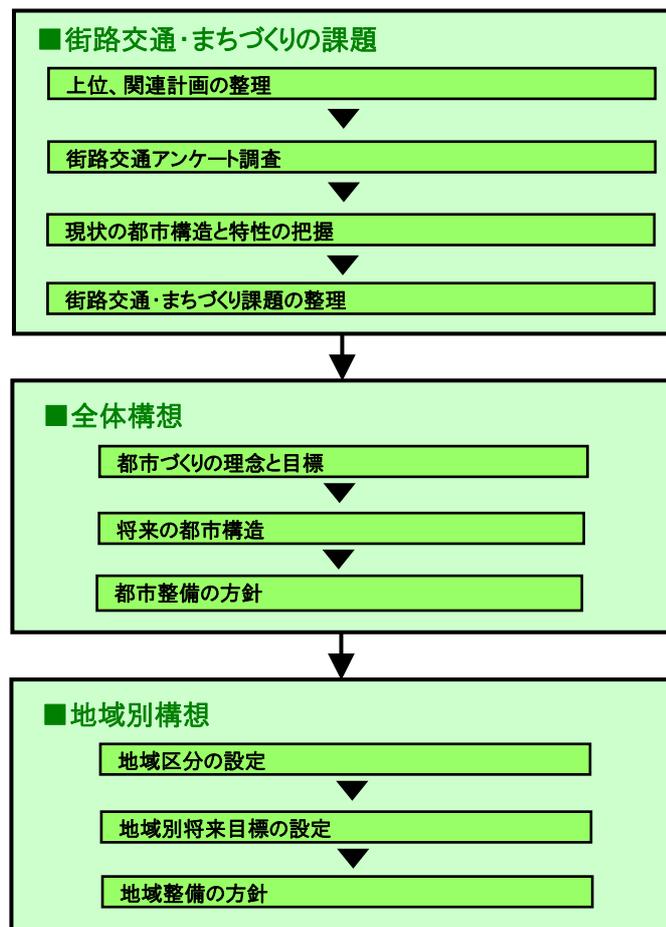
マスタープランづくりを通して、住民の都市計画に対する理解の向上、まちづくりへの主体的な取り組みの参加を促すなど“まちづくり活動等の方向”を示します。

1-3 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、街路交通・まちづくりの課題と、都市全体の整備方針等を総合的に示す全体構想、それを地域別に詳細化・具体化した地域別構想の3部で構成されます。

全体構想は、都市構造・都市空間形成の基本的な考え方や土地利用、施設整備等の方針とともに、都市内の自然環境の保全その他の良好な都市環境の形成、都市景観形成等の指針を明らかにします。

地域別構想は、全体構想に示された都市整備の方針、指針等を受け、地域の課題に応じ地域内に整備すべき諸施設、緑地空間の保全・創出、空地の確保、景観形成上配慮すべき事項等の方針を明らかにします。



1-4 都市計画マスタープランの目標年次

都市計画マスタープランの全体構想および地域別構想の目標年次については、本市の長期的な将来ビジョンを策定するものとして、概ね20年後の平成45年（2033年）を目標とします。